



申告の準備はお済みですか

▽社会保険料控除

自分や自分と生計を一にする家族の国民健康保険税や国民年金保険料等、介護保険料などは、その全額を所得金額から控除することができます。ただし、年金から介護保険料が天引きされている場合には、年金受給者本人以外の所得からは控除できませんのでご注意ください。

なお、国民年金保険料等については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要となります。十一月月上旬に社会保険庁から送付された証明書と、国民年金保険料を納めた際の領収書をご持参ください。

▽医療費控除

自分や家族のために支払った医療費の金額の何割かを所得金額から控除することができます。領収書を医療機関ごと、人ごとに分けて整理してください。

▽生命保険料・損害保険料控除
生命保険料や個人年金、損害保険の保険料の何割かを所得金額から控除することができます。保険会社などから送付される控除証明書を忘れずに用意してください。

定率減税が廃止されます

本年度分の個人住民税の所得割は、定率減税により税額の

七・五%が減額されていましたが、平成十九年度分からは廃止されます。また、所得税も平成十八年分は税額の一〇%が減額されますが、平成十九年分からは廃止されます。

老年人非課税措置も廃止

六十五歳以上の方の個人住民税非課税措置が平成二十年度までに段階的に廃止されます。

平成十七年一月一日において、六十五歳以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方は個人住民税が非課税でしたが、平成十八年度は税額の三分の一、十九年度は三分の二が課税され、二十年度から全額課税となります。

◆問い合わせ 役場税務会計課 町民税担当(☎82-3111 1内線111)へどうぞ。

平成19年度の町・県民税 簡易申告制度のご利用を

町では申告者の利便を図るため、町・県民税の申告について簡易申告制度を導入しています。簡易申告は、より簡易な申告書を用いた申告で、該当すると思われる方には1月上旬に申告書を送付します。

下記日程で受け付けを行いますので、必要書類と印鑑を持参の上、申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告はできません。

◆該当する人 昨年1年間(平成18年1月1日から12月31日まで)の収入が次の場合です。

- ・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
- ・公的年金等だけの場合 65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人 65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
- ・公的年金等と給与の場合 65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人 65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人

※年齢は平成19年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含まれません。

◆簡易申告の受付日程

- ・期日と場所

期日	場所
1月30日	豊間根生活改善センター
1月31日	船越防災センター
2月1日	役場町民ホール(1階)
2月2日	〃

- ・時間 午前9時～午後3時

※郵送により簡易申告書を提出する場合には、2月2日までに役場税務会計課宛に郵送してください。

所得の無い人なども申告が必要

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定—のため簡易申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置を受けることができなくなります。

◆問い合わせ 役場税務会計課町民税担当(☎82-3111内線111)へどうぞ。

固定資産税の算出の基になる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を報告しなければなりません。対象となる資産は会社や個人が事業に使用する機械などで、申告期限は1月31日までとなっています。昨年申告した方には通知していますが、それ以外の方でも対象の資産を所有する方は申告してください。

※土地や建物、車両などは対象外です。

◆申告先・問い合わせ 役場税務会計課資産税担当(☎82-3111内線113)へどうぞ。

償却資産申告は1月31日までに